

公益財団法人佐藤奨学会 平成 30 年度奨学生 募集要項

1. 応募資格

高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められるもの。

2. 奨学金額

高等学校奨学生	月額	11,500円
高等専門学校奨学生	月額	16,000円
大学奨学生	月額	25,000円
大学院奨学生	月額	30,500円

3. 採用予定数

高等学校生	2名
高等専門学校生	1名
大学生	13名
大学院生	4名

4. 支給期間

正規の最短修業年限とする。

2年次以降に支給を受ける場合は残りの修業期間。

5. 奨学金の支給方法

原則として、毎月一定日に本人宛に支給するが、7、8月、2、3月分については2か月分まとめて支給する。また、学校から特別に指示がある場合は学校経由で支給する。

6. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、学校担当者経由で提出のこと。

(必要書類)

推薦書は指導教員に記載を依頼し提出すること

(1) 願書(学校から受取ること)

日付・学長の欄は学生課で記入するため空欄とすること

(2) 在学学校長の推薦書(財団指定フォーマット、学校から受取ること)

(3) 成績証明書

(4) ~~健康診断書(発行が間に合わない場合は後日提出のこと)~~

健康診断書は提出不要
(学生課で処理)

(5) 家計維持者の収入証明書コピー(両親可)

(6) 課題(A4用紙1枚、自由記述)

課題内容:「10年後の自分」について

10年後、どのように社会で貢献できる人間になりたいか、A4用紙1枚にご記入ください。絵や写真の貼付可能です。

※学部生は(1)～(6)のほか、家計状況等申告書及び確認書類を提出

7. 書類提出期限（奨学会事務局必着） **大学への提出期限：4月13日（金）16時**
~~平成30年4月27日（金）~~ **提出先：学部教務係、各校地事務室**

8. 結果の通知について

合否にかかわらず、本人、学校宛に結果を通知する。

尚、学内選考を実施した場合は、その結果は学校側から応募者へ合否を通知すること。

9. 奨学生の義務について

奨学生は、以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、奨学金給与規定を厳守すること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡すること
 1. 留学をする場合
 2. 休学、復学、転学又は退学したとき
 3. 停学、その他の処分を受けたとき
 4. 氏名、住所、メールアドレス、その他重要な事項に変更があった場合
 5. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (3) 毎月（ただし7・8月は7月、2・3月は2月）奨学金の交付をうけた奨学生は、当月末までに奨学金領収書を提出すること
- (4) 毎年度末に、下記の書類を事務局に提出すること
 1. 活動報告書（指定のフォーマット）
 2. 成績証明書
 3. 収入証明書
 4. 進路報告書（卒業生のみ）

10. 奨学金の休止について

休学、あるいは長期に欠席する場合は奨学金の交付を休止する。このような場合は速やかに本会事務局に連絡すること。

11. その他

- (1) 募集は各学校宛に行うため、学校経由で応募すること。直接応募は認められていない。
- (2) 当財団の奨学金は、返還の必要はない。
- (3) 他の奨学金との併願・併用は可能。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。

以上

奨学会のしおり

公益財団法人 佐藤奨学会

目 次

設 立 趣 意 書	1
佐 藤 奨 学 会 定 款	3
佐藤奨学会奨学金給与規定	14
奨学生推薦および選考基準	18

設 立 趣 意 書 (昭和 48 年 2 月)

一国の経済発展を左右する産業の興隆の如何は、その基盤となってこれを支えるその国の科学技術水準の高さによって決定されるとうことができます。

私ども多年医薬品の生産に従事して参りましたが、この業界におきましても、進展する時代の要請に即応してゆくためには、それに最も適した経営、生産両面にわたる新技術の開発が絶えず行われなければならない、また、関連産業の技術革新も不可欠の要件となっておりますが、このことは、心意人間の英知と努力のいかにかかっているわけであります。

佐藤幸吉氏は、かねてからこのことに思いを至し、このため、次代を担う青年が学校教育において体系的な学問をしっかりと身に付けることがいかに大切であるかを痛感いたしておりまして、特に向学心に燃える有為の青少年が、経済的な事情によりその修学を断念せざるを得ないという事実が今日においてもなお見聞されるということにつきましては、何としてもこれ等有為の人材を援護、激励してこれ等の人々が安んじて学習に専念できるようにと考へ、そのための資金の一助として私財の一部を提供する旨の申出があり、これを私どもが検討しました結果、ここに奨学会の新規設立を決定するに至った次第でございます。

この度、私どもが計画いたしました案 一主として学生、生徒に対する奨学金の援護と、学術研究者に対する助成一 の最も中心となる事項は次の通りであります。高等学校、高等専門学校、大学または大学院の学生、生徒で志操堅固、学業優秀、身体強健でありながら経済的理由により修学困難な者に対して、奨学援護を行い、将来社会に貢献しうる有用な自在を育成する。

1. 主として、産業科学技術に関する調査、研究に従事する者で、その内容が科学技術の振興に寄与すると認められるものであるに拘らず、経済的理由でその作業の継続が困難な者に対して、その目的を実現させる。

かくすることによりまして、所期の目的が不完全ながらも達成されますならば、わが国科学水準の向上に極めて微力ではございますが、聊かの協力を為し得るものと念願して、ここに財団法人佐藤奨学会を設立する所以であります。

公益財団法人佐藤奨学会
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐藤奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院の学生及び生徒で、志操堅固、学業優秀である一般子弟のうち、経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成することにより、国家社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生及び生徒に対する奨学金の給与
 - (2) 奨学生を対象とした生活指導及び助言
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- (4) 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- (5) 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任 期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額300,000円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構 成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 この法人の評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会の互選による。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこ

の法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 この法人の理事会は、定時理事会として毎年5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にもかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員)

第35条 この法人に、選考委員6名以上10名以内を置く。

2 選考委員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める選考委員会運営規程規則による。

(選考委員会)

第36条 選考委員会は、選考委員をもって構成する。

2 選考委員会は理事長が招集する。

3 選考委員会の議長は、選考委員会において互選する。

4 選考委員は、第4条1号を選考する。

5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第9章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告方法は、官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（理事長）は佐藤誠一とし、常務理事は石原克志とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、以下役員名簿に掲げる者とする。

理 事 長	佐藤 誠一
常務理事	石原 克志
理 事	嶋口 充輝
理 事	長坂 達夫
理 事	望月 眞弓
理 事	吉田 武美
監 事	尾林 雅夫
監 事	竹内 淳

公益財団法人佐藤奨学会 奨学金給与規程

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

1. 高等学校奨学生
2. 高等専門学校奨学生
3. 大学奨学生
4. 大学院奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第 3 条 奨学金の給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、別表 I のとおりとする。

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第 4 条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書、成績証明書、収入を証明できる書類を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 5 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果は在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から 15 日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2 か月分以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。但し、学校より特別に指示があるときは、学校経由で交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第 7 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績および生活状況の報告)

第 8 条 奨学生は、毎年度末、学業成績表および生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届書)

第 9 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときには、保証人が届け出るものとする。

1. 休学、転学または退学したときまたは長期にわたって欠席しようとするとき。
2. 停学、その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第 10 条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事

由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 1 2 条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

1. 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
5. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
6. その他、第 1 条に規程する学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 1 3 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第 1 4 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(実施細目)

第 1 5 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、理事会にて承認のあった平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

別表 I

高等学校奨学生	月 額	11,500円
高等専門学校奨学生	月 額	16,000円
大学奨学生	月 額	25,000円
大学院奨学生	月 額	30,500円

奨学生推薦および選考基準

奨学生の推薦および選考の基準は次の通りといたします。

1. 高等学校奨学生

(1) 人物について

学習活動その他の全般を通じて態度、行動が学徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

修学に十分たえられ、将来社会人として活動できる見込みのある者であること。

(3) 学力及び素質について

ア. 高等学校1学年に在学する者

中学校における3ヶ年間の学習成績が全履修教科について平均水準以上であること。

イ. 高等学校2学年以上に在学する者

出願時に在学する学年の前年までの高等学校における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

(4) 学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の収入年額が、別表1の収入基準額以下であること。

2. 高等専門学校奨学生

(1) 人物について

1の(1)に同じ

(2) 健康について

2の(2)に同じ

(3) 学力および素質について

ア. 高等専門学校1学年に在学する者

1の(3)のアに同じ

イ. 高等専門学校2学年以上に在学する者

出願時に在学する学年までの高等専門学校における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

(4) 学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の収入年額が、別表2の収入基準額以下であること。

3. 大学奨学生

(1) 人物について

- 1の(1)と同じ
 - (2) 健康について
 - 1の(2)と同じ
 - (3) 学力および素質について
 - ア. 大学1年次に在学する者
 - 高等学校における3ヶ年間の学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。
 - イ. 大学2年次以上に在学する者
 - 出願時に在学する年次の前年までの大学の本人の属する学部(科)における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。
 - (4) 学資の支弁が困難な程度について
 - 本人の属する世帯の収入年額が、別表3の収入基準額以下であること。
4. 大学院奨学生
- (1) 人物について
 - 大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。
 - (2) 健康について
 - 修学に十分たえられ、将来学術研究者、上級技術者として活動できる見込みのある者であること。
 - (3) 学力および素質について
 - ア. 修士課程に在学する者
 - 1年次に在学する者は、大学における成績、2年次に在学する者は大学および修士課程の前年次における成績が特に優秀で将来、学術研究者、上級技術者として活動する能力があると認められる者であること。
 - イ. 博士課程に在学する者
 - 1年次に在学する者は、修士課程における成績、2年次以上に在学する者は、修士課程及び博士課程の前年次までの成績が特に優秀で、将来、学術研究者として活動する能力があると認められる者であること。
 - (4) 学資の支弁が困難な程度について
 - 本人が大学院において所定の年限在学し、研究を継続するには、本会の奨学金の給与が必要であると認められる者であること。

5. 推薦および選考の順位

- (1) 高等学校奨学生、高等専門学校奨学生、および大学奨学生の推薦および選考にあたっては、人物、健康、学力および家計の基準の各項の総合判定によるが、人物については特に留意し、学力と家計との関係は前者に重点をおく。
- (2) 大学院奨学生の推薦および選考にあたっては、人物、健康、学力および家計の各項目の総合判定によるが、研究能力と家計との関係は前者に重点をおく。

6. 収入基準額

本人の属する世帯の総所得額から、別表4に定める特別控除額を控除した額をもって収入基準額とする。この場合の総所得とは、税務署に対し、申告した所得とする。但し、給与所得については、源泉徴収票に記載された支払い金額をもとにして、次の算式によって得られた金額を総所得金額とする。

- (1) 支払金額が329万円までの場合
総所得金額＝0円
- (2) 支払金額が330万円を超え400万円以下の場合
総所得金額＝支払金額×0.8－262.6万円
- (3) 支払金額が401万円を超え878万円以下の場合
総所得金額＝支払金額×0.7－222.6万円
- (4) 支払金額が879万円を超える場合
総所得金額＝支払金額－486万円

別表1 高等学校奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 400, 000円
	2名	2, 230, 000円
	3名	2, 580, 000円
	4名	2, 790, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 000, 000円
	6名	3, 148, 000円
	7名	3, 340, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表2 高等専門学校奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 400, 000円
	2名	2, 230, 000円
	3名	2, 580, 000円
	4名	2, 790, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 000, 000円
	6名	3, 180, 000円
	7名	3, 340, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表3 大学奨学生収入基準

区 分		金 額
世 帯 人 員	1名	1, 740, 000円
	2名	2, 760, 000円
	3名	3, 210, 000円
	4名	3, 470, 000円

区 分		金 額
世 帯 人 員	5名	3, 730, 000円
	6名	3, 930, 000円
	7名	4, 120, 000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに190,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表4 特別控除額表

	特別の事情	特別控除額				
A・世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯	490千円				
	(2) 就学者のいる世帯児童 生徒・学生 (1人あたり)	小学校		80千円		
		中学校		160千円		
			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国・公立	280千円	470千円	
			私立	410	600	
		高等専門学校	国・公立	360	550	
			私立	600	800	
		大学	国・公立	590	1,020	
	私立		1,010	1,440		
(3) 障害者のいる世帯	障害者1人につき			860千円		
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額。					
(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 710千円を限度とする。					
(6) 火災、風水害、または 盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得る為の 基本的な生産手段に被害があつて将来長期にわたって 支出増または収入減になると認められる、年間金額。					
(7) 父母以外の者で所得を得て いる者がいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき380千円。但し、その所得 金額が380千円未満の場合はその所得金額。					

B 本人を 対象と する 控除	高等 学校	国・公立	自宅通学	280 千円
			自宅外通学	470 千円
		私立	自宅通学	410 千円
			自宅外通学	600 千円
	高等 専門 学校	国・公立	自宅通学	360 千円
			自宅外通学	550 千円
		私立	自宅通学	600 千円
			自宅外通学	800 千円
	大 学	国・公立	自宅通学	590 千円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	1,020 千円に授業料年額を加えた額
		私立	自宅通学	1,010 千円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	1,440 千円に授業料年額を加えた額

- 備考 1. 「(2) 就学者のいる世帯」による控除は就学者の中に出願者本人は含めない。
2. 該当する特別の事情が2以上ある倍にはそれらの特別控除額を合わせて控除する。

7. 世帯人員の認定

本人の属する世帯とは同居、別居を問わず、本人と生計を一にする家族の世帯をいう。

- (1) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とする。
- (2) 次の場合、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。
 - a) 父母または父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ、または勤務地の関係で別居しているとき。
 - b) 就学または病気療養等のため一時別居しているとき。
 - c) そのほか、(1) または (2) のいずれかと同様の状態にあるとき。
- (3) 別居独立している兄弟姉妹および生計を一にしない別居の祖父母は世帯人員から除くものとする。

8. 健康診断

健康診断は結核性疾患の有無に重点をおき、学校保健法による健康診断の結果により判定する。ただし、1学年に在学する者については、入学選抜のための健康診断が学校保健法による健康診断の同様の基準により実施されている場合には、その健康診断による。

- (1) 生活規則の面で全くの平常の生活でよいもの。
- (2) 医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの。
- (3) 学習、運動等の軽減、停止、変更、修学旅行、対外運動、競技等への参加の制限を全く必要としないもの。

奨 学 生 願 書

写真 (4×3cm、上半身、 脱帽、最近6ヶ月以内 に撮影したもの、 裏面に氏名を明記)	公益財団法人 佐藤奨学会理事長 殿 平成 年 月 日
私は、奨学生願書に記入した内容および提出書類に虚偽のないことを、ここに誓います。 また、本申請に関する個人情報を財団が事業の目的の範囲内で第三者に提供することに 同意いたします。	
本人 (署名) 印	

本人	ふりがな		性別				
	氏名		男・女	昭和	年	月	
	学校名		学部(科)	現学校入(編)学	平成	年	月
			学年	卒業予定	平成	年	月
	現住所	※自宅・携帯電話 TEL ()		現学校卒業 後の予定	(就職の場合は希望先)		
	E-mail	@		※携帯電話アドレス不可			
	上記以外 の連絡先	住所		TEL ()			
		年 月	中学校 卒業	年 月			
	年 月		年 月				
	年 月		年 月				

保証人	ふりがな		性別			
	氏名		男・女	※ 明治	年	月
	本人との続柄		職業	(無職のときは前職)	年収	円
					(税込)	
現住所	※自宅・携帯電話 TEL ()					

家族	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先)/学校名	年収(税込)/奨学金有無

※家計維持者には続柄に○を付けること (家計維持者の収入証明書を添付すること)
 ■父母が逝去の場合、没年月日、年齢、生前の職業をご記入ください。
 ■就学者は、「学校名」「学年」「奨学金受領の有無(奨学金名・金額)」をご記入ください。

他の奨学金	奨学金名称 () 月額 ()
	奨学金名称 () 月額 ()

奨学金 及び 使用 目的	
-----------------------	--

備考	(資格等特記事項)
----	-----------

願書記入の手引き

1. 氏名・生年月日は、戸籍謄本に記載されているものを記入する。
2. 現住所へは、自宅、自宅外のいずれかを記入すること。
また、連絡先は電話番号など必ず記入すること。
3. 上記以外の連絡先は、必要がなければ記入する必要はない。
4. 履歴は中学校以上を記入する。
5. 保証人に父もしくは母を記入しても構わない。
6. 家族欄には、二親等（父母・兄弟姉妹）まで記入する。
7. 家計維持者に○印を付する。家計維持者が父母等二人以上の場合は全てに○印を付すること。
8. 他の奨学金を受給予定或いは既に受給している場合は、その金額を記入する。
9. 健康診断書が期日までに用意できない場合は、発行後の提出でも構わない。家計維持者の収入証明書は、源泉徴収票のコピー等を提出のこと。
10. 備考欄には資格や受賞歴等を記入すること。

家計状況等申告書

平成 年 月 日

学生番号		住所		通学の別	自宅・自宅外 ※いずれかに○
氏名(自署)		電話番号		携帯電話	

生計を一にする家族		父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名		()才	()才	()才	続柄 ()才	続柄 ()才	続柄 ()才
職業・会社名				××××××××			
在学している学校名	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年		××××××××	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円

千円未満切り捨て

↓該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	障害者のいる世帯	長期療養者(6ヶ月以上。 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※全員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報、本提出書類に関する内容確認等にのみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

【別途提出書類】 申請内容の確認のため、該当する事由に応じて書類を提出してください。

就学者のいる世帯	学生証(写・本人以外)
障害者	障害者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書、領収書(写)

家計状況等申告書(記入例)

平成 22 年 1 月 9 日

学生番号	2109240	住所	東京都台東区上野公園12-3-45		通学の別	(自宅)・自宅外 ※いずれかに○
氏名(自署)	芸 大 一 郎	電話番号	03-1234-5678	携帯電話	080-9876-5432	

生計を一にする家族		父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名	芸 大 太 郎 (55)才	芸 大 花 子 (55)才	芸 大 一 郎 (20)才	芸 大 コ ト(79)才	芸 大 二 郎17)才	()才	()才
職業・会社名	会社員 (株)東京音楽セントラル	パート スーパーマーケット音音	××××××××	無職	高校生		
在学している学校名	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	××××××××	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国(公)・私立()年 都立芸術北高等学校	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円

↓ 該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

千円未満切り捨て

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	障害者のいる世帯	長期療養者(6ヶ月以上。 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※全員

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報は、本提出書類に関する内容確認等にものみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

【別途提出書類】 申請内容の確認のため、該当する事由に応じて書類を提出してください。

就学者のいる世帯	学生証(写・本人以外)
障害者	障害者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書、領収書(写)